広報 みなと

障害者サービス特集号

障害のある人がよりよい日常生活を送れるよう、各相談窓口と福祉サービスの主な内容をご紹介します。この他のサービスや詳しい内容については、お問い合わせください。

平成25年(2013年) 6.21
☎3578-2111(代)
FAX 3578-2678 (障害者福祉課)
http://www.city.minato.tokyo.jp

障害者福祉施策の一層の推進

～地域における自立生活を支えるために～

障害者自立支援法は、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となり、障害者の範囲に難病等の方々が加わりました。障害者総合支援法では、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するために社会参加の機会の確保と地域社会での共生、社会的障壁の除去に資するよう行われることを基本理念として掲げています。

区は、この基本理念を踏まえながら、地域における自立生活を支えるための障害者福祉施策を推進します。次のとおり平成25年度の主要事業をご紹介します。

目次

2面…平成25年度その他の事業
3面…手帳の交付
障害者総合支援法のサービスの仕組
4面…福祉手当等
5面…税の減免、介護・派遣
交通費負担の軽減
6面…日常生活の援助・各種給付等
7面…医療費助成　その他のお知らせ
8面…障害者に関するシンボルマーク
主な相談窓口

平成25年度 主要事業

緊急時・災害時の安全安心のために

緊急時・災害時ヘルプカードの普及

ヘルプカードとは

区内の障害者手帳取得者と難病等患者全員に利用シール付きのヘルプカードを配布します。

障害のある人には、自ら「困った」となかなか伝えられない人がいます。手助けが必要なのに、「コミュニケーションに障害があって、困ったことをなかなか伝えられない人」や「困っていることを自覚できない人」もいます。「ヘルプカード」は、障害のある人が普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

問い合わせ　障害者福祉課障害者支援係 ☎3578－2671

人々が「共に暮らす」ために

心のバリアフリー推進事業

障害のある人もない人も、誰もが一人の人間として地域の中で受け入れられ、かけがえのない人生を自分らしく生きることは、人として当然の権利です。

区は、区民の皆さんが障害のある人への理解を深めることができるよう、さまざまな場面で「心のバリアフリー」事業を推進しています。

◆「ヒューマンぷらざまつり」や「障害者週間記念事業」を通して、障害のある人と地域住民との交流を深めます。
◆障害のある人への理解を深めるための映像を制作し、ケーブルテレビ等で放映します。
◆地域のまつり等に参加し、事業者や町会・自治会等と協働して、障害や障害のある人への理解を深める取り組みを行います。

問い合わせ
障害者福祉課障害者福祉係 ☎3578－2386
障害者福祉課精神障害者担当 ☎3578－2457
障害保健福祉センター担当 ☎3578－2459

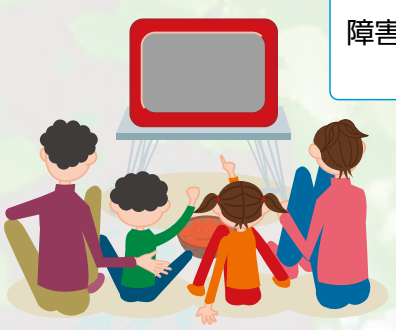

日常生活の安全安心のために

みんなまる相談員事業の創設

現状の相談体制ではアプローチが十分でないひとり暮らしの重度障害者やサービス利用の必要性が高いサービス未利用者等を対象に、訪問相談員を派遣し、生活実態の把握をするとともに、障害福祉サービス利用へつなぐための働きかけを行います。また、定期的な見守りも行います。

問い合わせ　障害者福祉課障害者支援係 ☎3578－2677

発行／港区　発行部数117,000部　編集／保健福祉支援部障害者福祉課　〒105-8511　港区芝公園1-5-25

平成25年度その他の事業

障害者総合相談支援センター（平成24年4月開設　障害者福祉課内）

障害者総合相談支援センターは、地域の相談拠点（相談支援事業者）や各総合支所と連携を図り、中核的な役割を担います。

さまざまな相談に専門的に対応できるよう、地域の相談拠点を３カ所設置しています。

区のサービスに関すること以外でも、困っていることや悩んでいること等、お気軽にご相談ください（相談は無料です）。

障害者総合相談支援センターの主な業務

⑴計画相談支援プランの検証と地域の相談支援専門員の人材育成
⑵研修の実施やスーパーバイザーによる個別支援会議の開催
⑶支援ネットワークの構築と広域的な調整
⑷障害者地域自立支援協議会への提案
⑸各総合支所区民課保健福祉係のケースワーク業務との協力、連携等

問い合わせ
障害者福祉課障害者支援係　☎3578－2671

図 各関係機関の連携イメージ

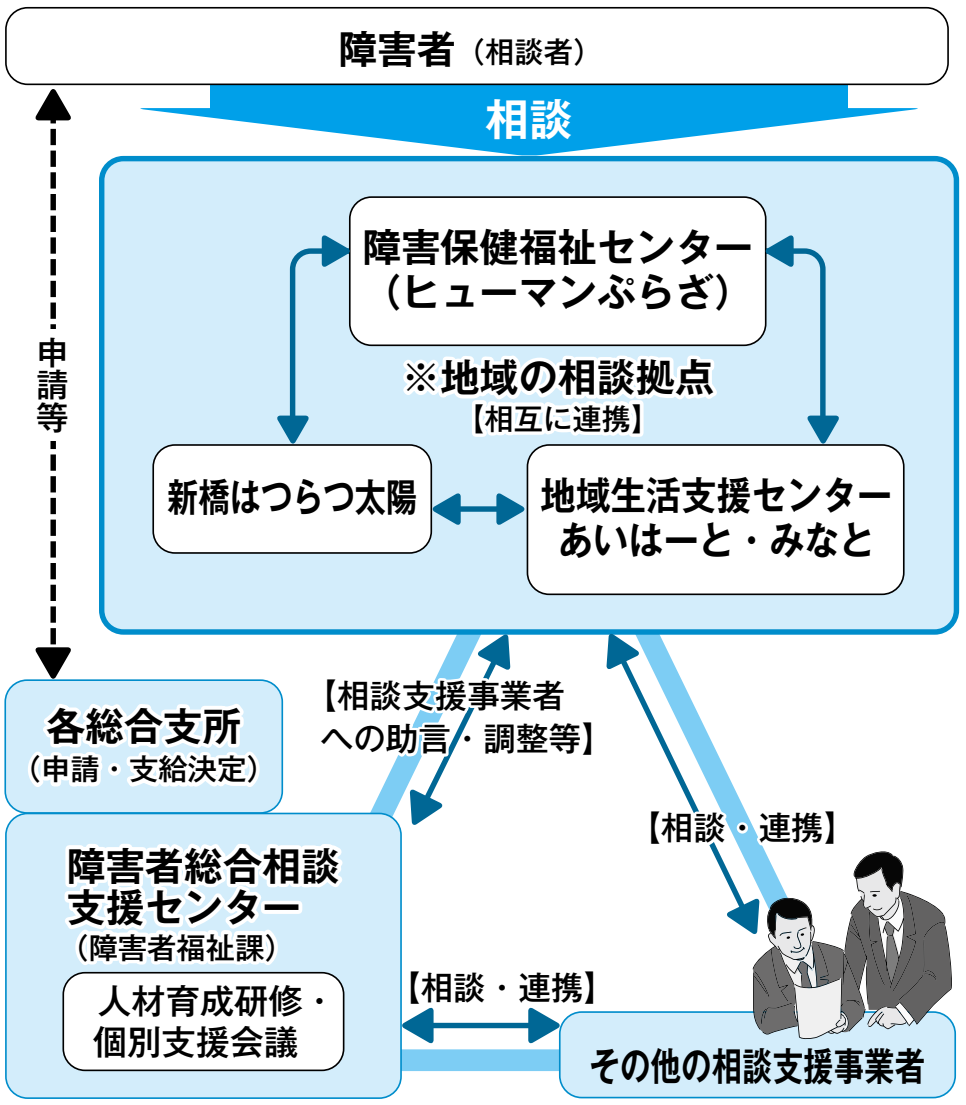

障害者防災用品あっせん事業

東日本大震災後、災害時に備えた防災用品の整備の必要性について、区民の意識は大きく変わりました。その区民ニーズに応え、ひとり暮らしの高齢者や妊産婦と併せて、ひとり暮らしの重度の障害者を対象に防災用品をあっせんすることにより、災害時の対応に備えた環境の整備を支援します。

聴覚障害者・視覚障害者に対しては特定用品を設定しました。

詳しくは、お問い合わせください。

「イメージ」

問い合わせ
障害者福祉課障害者支援係　☎3578－2671

障害者虐待防止センター（平成24年10月開設）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が成立し、平成24年10月1日から施行されました。

平成24年10月に障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待、権利の侵害防止、虐待の早期発見・早期対応に努めています。また、地域の関係機関と協力を図り支援体制を強化しています。

問い合わせ
障害者福祉課障害者支援係　☎3578－2671

重度障害児の日中一時支援事業

主に特別支援学校に通学する小学部4年生から高等部3年生までの障害児のうち、地域の児童館等の施設利用が難しい重度の障害児が、放課後や長期休業中に安全に安心して過ごせる場所を提供し、専門のスタッフがレクリエーション等の集団活動を支援します。

問い合わせ
障害者福祉課障害者支援係　☎3578－2671

発達支援センター事業

区内の発達障害児・者や発達に支援が必要な人が、地域で総合的な支援を受け、安心して自立した生活を実現できるように支援します。

主な事業

事業名	概要
相談支援	●日常生活、発達、医療等のさまざまな相談に応じます。 ●福祉制度の説明や専門機関の紹介をします。 ●必要に応じて精神科医師・心理士による専門相談を行います。
発達支援	●子どもの成長・発達に応じた支援に役立てるために、保育園等と連携して子どもの育ち支援アンケートを実施します。 ●保育園等の関係機関への巡回相談を行います。
グループ事業（年齢別）	●2歳～就学前の親子を対象に、お子さんの特性を知り、地域で安心して生活できるように支援者とともに考えることを目的としたグループ活動を月2回実施します。 ●小学生～高校生を対象に安心できる居場所作りと友だち作りを目的としたグループ活動を、年齢に応じて月2回～年3回実施します。
情報発信・啓発・研修	●発達障害への理解と支援を促すため、講演会や研修会を実施します。 ●「広報みなと」、港区ホームページや印刷物等で情報発信を行います。
関係機関との連携	●関係機関との連絡調整会議等を随時実施し、ネットワークによる支援を行います。 ●地域の社会資源の開発等を進めます。

問い合わせ
障害者福祉課内発達支援センター　☎3578－2694・68

手帳の交付

障害のある人が、各種のサービスを受けるために必要な手帳は、次の3種類です。

手帳の種類	内容	対象	受け付け・問い合わせ
身体障害者手帳（1～6級）	身体障害者（児）が、さまざまな支援を受けるために必要な手帳として、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。	身体に視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害、肢体不自由（上肢、下肢、体幹（たいかん）、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能に障害がある人 【申請書類】 ●指定医 注 による所定の診断書・意見書 ●写真（縦4cm×横3cm、無帽、上半身）　●印鑑	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
愛の手帳（1～4度）	知的障害者（児）が、さまざまな支援を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けた制度で、本人または保護者の申請に基づいて交付されます。なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている人 ※東京都児童相談センターまたは東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。 【手続き】 ●愛の手帳の判定は、電話で、問い合わせ先に予約の申し込みをしてください。 ●判定時の持ち物は、電話予約時に確認してください。	●18歳未満の人の判定予約について 東京都児童相談センター ☎5937-2317 ●18歳以上の人の判定予約について 東京都心身障害者福祉センター ☎3203-6141 ●手帳の再交付等について 各総合支所区民課保健福祉係☎8面参照
精神障害者保健福祉手帳（1～3級）	精神障害者が、さまざまな支援を受け、社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されます。	精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人 ※入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。 ※有効期間は、原則として2年間です。 【申請書類】 ●所定の診断書または、障害年金等の写しおよび同意書（診断書は各総合支所区民課保健福祉係の窓口で配布しています） ●写真（縦4cm×横3cm、無帽、上半身）　●印鑑	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照

注 身体障害者手帳の指定医については、各総合支所区民課保健福祉係または障害者福祉課障害者支援係へお問い合わせください。

障害者総合支援法のサービスの仕組

平成25年4月から障害者総合支援法が施行されました、これまでの障害者自立支援法で対象としていた、身体障害・知的障害・精神障害に加え、新たに難病等の人が対象となりました。

障害福祉サービスを利用するには…

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、障害者の心身の状況、介護する人や居宅の状況、本人の意向等を調査した上で支給決定を行います。

障害福祉サービス

介護給付

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 重度障害者等包括支援
- 共同生活介護（ケアホーム）
- 施設入所支援

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

相談・申し込み
各総合支所区民課保健福祉係 ☎8面参照
相談支援事業者

障害者・障害児

自立支援医療

- 育成医療（18 歳未満）
- 更生医療（18 歳以上）
- 精神通院医療

自立支援医療　問い合わせ
育成医療について
健康推進課地域保健係 ☎8面参照
更生医療・精神通院医療について
各総合支所区民課保健福祉係 ☎8面参照

補装具費の支給

補装具の購入や修理にかかる費用の一部が支給されます。

地域生活支援事業

区市町村等が障害者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援事業（手話通訳等）
- 日常生活用具の給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業等

補装具・地域生活支援事業　問い合わせ
各総合支所区民課保健福祉係 ☎8面参照

利用者負担額について

障害者総合支援法のサービスや医療にかかる利用者負担には、所得に応じた負担の上限額が決められています。また国や区による負担軽減があります。

福祉手当等

手当名	対象	手当額	支給月	受給できない人	申し込み・問い合わせ
心身障害者福祉手当 (区の制度)	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1～3度の人 ●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ●7面「難病医療費助成」の受給者	月1万5500円	4月(12～3月分) 8月(4～7月分) 12月(8～11月分) の20日に本人の口座に振り込みます。	●65歳以上の新規申請の人 ●児童育成(障害)手当を受給している人 ●障害者施設等に入所している人 ●所得が一定以上の人	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
	●身体障害者手帳3級の人 ●愛の手帳4度の人	月7750円			
障害児福祉手当 (国の制度)	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1・2度程度の人 ●常時介護を必要とする疾病・精神障害の人	月1万4280円	2月(11～1月分) 5月(2～4月分) 8月(5～7月分) 11月(8～10月分) の5日に本人の口座に振り込みます。	●障害者施設等に入所している人 ●障害を事由とする公的年金を受給している人 ●聴覚障害の場合、補聴器の使用効果がある人、運転免許の適性試験に合格している人 ●扶養義務者等の所得が一定以上の人	
特別障害者手当 (国の制度)	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人 ●身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の人、重度の精神障害の人	月2万6260円		●障害者施設等に入所している人 ●病院・診療所に3カ月を超えて入院している人 ●所得が一定以上の人	
重度心身障害者手当 (都の制度)	●重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある人 ●重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人 ●重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害がある人	月6万円	毎月、本人の口座に振り込みます。 ※代行者の預金口座に振り込みが可能な場合もあります。	●障害者施設等に入所している人 ●病院・診療所に3カ月を超えて入院している人 ●65歳以上の新規申請の人 ●所得が一定以上の人	
児童育成手当 (障害手当) ―児童に障害があるとき―	障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1～3度程度の人 ●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人	月1万5500円	2月(10～1月分) 6月(2～5月分) 10月(6～9月分) 本人の口座に振り込みます。	●所得が制限額を超えている人 ●当該児童が施設に入所している人 注 ●当該児童が心身障害者福祉手当を受給している人	
児童育成手当 (育成手当) ―父または母に障害があるとき―	障害の程度が、次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)の人	月1万3500円		●所得が制限額を超えている人 ●当該児童が施設に入所している人 注	
特別児童扶養手当 ―児童に障害があるとき―	障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1・2度程度の人 ●上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害の人	月5万400円	4月(12～3月分) 8月(4～7月分) 11月(8～11月分) 本人の口座に振り込みます。	●本人または扶養義務者の所得が制限額を超えている人 ●当該児童が公的年金を受けている人 ●当該児童が施設に入所している人 注	
	障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ●身体障害者手帳3級程度(4級の下肢の一部)の人 ●愛の手帳3度程度の人 ●上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害の人	月3万3570円			
児童扶養手当 ―父または母に障害があるとき―	父または母が、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、または重度の精神障害の状態にあり、児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。ただし身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度程度の児童は、20歳未満)を扶養している父、母または養育している人	所得により変わります。 月4万1430円～9780円	4月(12～3月分) 8月(4～7月分) 12月(8～11月分) 本人の口座に振り込みます。	●本人または扶養義務者の所得が制限額を超えている人 ●当該児童または請求者が公的年金・遺族補償を受けている人 ●当該児童が施設に入所している人 注	

注 施設入所でも対象になる場合があります。

点字広報 声の広報 をご利用ください

区では、視覚障害等のある区民に対して、多くの情報を提供し、区政への参加を促進するため、「広報みなと」のほぼ全文を点字にした「点字版広報みなと」を希望者へお送りしています。

また、ほぼ全文をデイジーCDに録音した「声の広報」も実施しています。

「点字版広報みなと」または「声の広報」を希望する人は、お問い合わせください。

対象　視覚障害等のある区民

申し込み　電話で、区長室広報係へ。

問い合わせ　区長室広報係　☎3578-2036

港区コミュニティ情報誌 Kissポート の音訳版を貸し出しています

みなと図書館では、視覚障害等のある区民に対して、「港区コミュニティ情報誌Kissポート」の音訳版(デイジーCDに録音)を貸し出しています(郵送可)。また、小説等の音訳版の貸し出しもしています。

音訳版のないもの(私信等)は対面朗読をご利用ください。

対象　視覚障害等のある区民

申し込み　港区立図書館「声の図書」の利用登録が必要です。利用登録方法等詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ　図書・文化財課利用者支援係　☎3437-6621

税の減免

事業	内容	対象	申し込み・問い合わせ
障害者控除・特別障害者控除対象者の認定	65歳以上で原則として要介護1以上の人（同一生計の配偶者、その他の親族を含む）が、寝たきりまたは障害者に準じる状態にあると認められる場合は、障害者手帳の交付を受けていなくても、障害者控除対象者認定書の交付により（特別）障害者控除の対象となります。	65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上で、寝たきりまたは障害者に準じる状態にあると認められている人	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照

介護・派遣

事業	内容	対象	自己負担金	申し込み・問い合わせ
重度脳性まひ者介護事業	重度脳性まひがある人に、対象者本人の家族を介護人とし、その介護に対して助成します（月12回以内）。	20歳以上の重度脳性まひで身体障害者手帳1級の人	無料	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎3578－2389
入浴サービス	【巡回入浴サービス】 巡回入浴車で自宅を訪問して入浴介助を行います（週2回以内）。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
	【機械入浴サービス】 障害保健福祉センターおよび新橋はつらつ太陽の機械浴室で入浴介助を行います（週2回以内）。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照 新橋はつらつ太陽 （機械入浴、介助入浴） ☎8面参照 障害保健福祉センター （ヒューマンぷらざ） ☎8面参照
	【介助入浴サービス】 障害保健福祉センターおよび新橋はつらつ太陽の家族浴室で入浴介助を行います（週2回以内）。			
	【家族浴室貸し出しサービス】 障害保健福祉センターの家族浴室を貸し出し、家族等の介助により入浴することができます（週2回以内）。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1・2級の人		
緊急一時保護・ショートステイ（レスパイト保護）	【緊急一時保護】 常時介護が必要な障害者の介護者が病気、冠婚葬祭、その他一時的な理由で介護ができない場合、障害者を障害保健福祉センターで一時的に保護します（月6泊7日以内）。 【ショートステイ（レスパイト保護）】 介護者が休養をとる際に、障害者が障害保健福祉センターでショートステイを利用できます（月6泊7日以内、年24日まで）。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1～4度の人 ●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ●18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた人で、けが等による一時的に介護を必要とするひとり暮らしの人（緊急一時保護に限る） ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。 ※医療的ケアが必要な人は除きます。	食事代 1食当たり 600円	障害保健福祉センター （ヒューマンぷらざ） ☎8面参照

交通費負担の軽減

事業	内容	対象	支給額等	申し込み・問い合わせ
タクシー利用券の給付	生活圏の拡大および経済的負担の軽減のために、タクシー利用券を給付します。 ※ガソリン代の助成との併給はできません。	●身体障害者手帳下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害3級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人	年4万4000円 ●7月～9月新規申請 3万3000円 ●10月～12月新規申請 2万2000円 ●1月～3月新規申請 1万1000円	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
自動車燃料費助成（ガソリン代の助成）	障害者本人または同一生計の人が、本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。 ※タクシー利用券の給付との併給はできません。			
福祉キャブ（昇降装置付きタクシー）	車いすやストレッチャーのまま乗降できる、昇降装置付きタクシーを24時間運行しています（事前予約制）。	●65歳未満で身体障害者手帳下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級の人 ●愛の手帳1・2度の人	普通車タクシーと同額料金でご利用になれます。	
緊急移送サービス	夜間の緊急時等、福祉キャブの利用が困難な場合に、東京消防庁に登録している民間救急事業者の車両が利用できます。	福祉キャブ利用登録者	ハイヤー料金と同額料金でご利用になれます（1回の利用につき7000円を限度に利用料金の70％を助成）。	
都営交通の無料パスの発行	都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）を利用するとき、無料パスを提示すると料金が無料になります。	●身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている人 ●戦傷病者手帳（特別項症～第6項症・第1款症～第5款症）の交付を受けている人 ●原爆被爆者（厚生労働大臣の認定を受けた人および健康管理手当受給者）	無料 ※介護者も割引になる場合があります。	
		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	無料	東京都福祉保健局精神保健・医療課生活支援係 ☎5320－4464
港区コミュニティバス（ちぃばす）	申請により無料パスを発行します。乗車するときに手帳を提示すると料金が無料になります。	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
	申請により無料パスを発行します。	戦傷病者手帳・被爆者健康手帳の交付を受けている人および難病医療費助成を受けている人		
民営バスの割引証の発行	乗車するときに身体障害者手帳または愛の手帳を提示すると割引になります。介護人（1人のみ）が同乗する場合、「民営バス乗車割引証」を提示すると介護人も割引になります。	身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けている人とその介護者	割引率　乗車券50% 定期券30%	
都内の民営バス運賃割引	右記の手帳を提示すると都内を運行する民営バスの都内区間の運賃が半額になります。	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	割引率　乗車券50% ※定期券は割引になりません。	東京都福祉保健局精神保健・医療課生活支援係 ☎5320－4464
有料道路通行料金の割引	有料道路を利用するとき、通行料金が割引になります。	●身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合 ●身体障害者手帳（第1種）、愛の手帳（第1種）の所持者を乗せて介護者が運転する場合（営業用を除きます）	割引率50%	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照

〈タクシー利用券をお使いの方へ〉以下のとおり、利用券が使えるタクシー会社に変更があります。
（追加）ケアタクシー　マトリキャリアー　☎3466－0414
（削除）スターエクスプレス（株）　☎6904－0755

日常生活の援助・各種給付等

事　業	内　容	対　象	自己負担金等	申し込み・問い合わせ
理美容(出張)サービス	理容師・美容師が自宅まで出張し、理容(カット・シェービング)、美容(カット・ソフトメイク)を行います。	●重度心身障害者手当を受給している人 ●身体障害者手帳下肢・体幹機能障害1級の人 ●愛の手帳1度の人	1回500円 年6回まで利用できます。	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
寝具乾燥等消毒	寝具乾燥消毒車を自宅に配車し、寝具(布団)の乾燥消毒を年12回(うち1回は水洗い)行います。	身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で寝具の乾燥が困難な人 ※病院等に入院中の人は除きます。	乾燥消毒 1組150円 敷・掛布団の水洗い1枚各300円(年1回) 毛布の水洗い 1枚50円(1回)	
紙おむつの支給	月1回、紙おむつを配送します(病院に入院中で対象のおむつを使用できないときは、おむつ代の助成制度があります)。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※いずれも3歳以上65歳未満の人 ※介護保険の対象となる人は、含まれません。	月500円	
無料入浴券交付	公衆浴場で利用できる入浴券を年間最大52枚まで支給します。申請月により枚数が異なります。	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳または被爆者健康手帳の交付を受けている人	無料	
ごみの戸別訪問収集	収集職員が戸別に訪問してごみを玄関先から収集します。	障害者または65歳以上の高齢者のみの世帯で、ごみを集積所まで搬出することが困難な人	無料	みなとリサイクル清掃事務所 ☎3450－8025 FAX3450－8063
知的障害者(児)徘徊(はいかい)探索支援	知的障害者等が徘徊し居所不明となった場合、24時間体制の探索サービスで、所在を早期に発見します。	中度以上の知的障害のある人または自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の人	月500円 (現場急行料3000円)	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
事業者方式緊急通報システム	ひとり暮らし等の障害者が、家庭内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、または一定時間お手洗いの利用が無い場合に、専門の警備員が出動して安否の確認および救助活動を行います。非常通報装置、火災センサー、ライフリズムシステムを設置します。	●18歳以上のひとり暮らしの身体障害者で、障害の程度が重度(身体障害者手帳1・2級)の人 ●18歳以上のひとり暮らしで難病にり患している人	●生活保護受給、住民税非課税の人は無料 ●上記以外の人は月400円	
配食サービス	栄養のバランスがとれた昼食または夕食を、週7回まで自宅にお届けし、同時に安否の確認をします(5事業者から選択できます)。	65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、食事の調理が困難なひとり暮らしまたは障害者のみ、または障害者と高齢者のみの世帯の人	1食300～470円 (週7回まで)	
手話通訳者の派遣	聴覚障害者または言語機能障害者で、日常生活に手話通訳を必要とする人に、港区社会福祉協議会に登録している手話通訳者を派遣し、日常生活の利便と社会参加を促進します(年36回以内、1回は4時間以内)。	聴覚障害または言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている人	無料	港区社会福祉協議会 生活支援係 FAX6230－0285 ☎6230－0282
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障害者または言語機能障害者で手話通訳や要約筆記を必要とし、警察や裁判等、高度な技術が必要な人に、「東京手話通訳等派遣センター」に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣し、自立と社会参加を促進します。			東京手話通訳等派遣センター FAX3354－6868 ☎3352－3335
家具転倒防止器具取付	震災時の安全確保のために、港区家具転倒防止対策等促進事業に基づき、交付を受けた器具等の取り付けを行います。	●身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人を含む世帯 ●難病医療費助成を受けている人を含む世帯	無料	【受け付け】 各総合支所協働推進課協働推進係 ☎8面参照 【問い合わせ】 障害者福祉課障害者支援係 ☎3578－2673
救急医療情報キット	障害者等の救急時(119番出動)に迅速な救命措置等に役立てるため、「救急医療情報キット」を配布し、安全・安心を支援します。	●高齢者 ●障害者 ●健康上の不安を抱えている人	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎8面参照
福祉車両(車いす同乗用)購入費助成事業	福祉車両(車いす同乗用)の購入費用の一部を助成します。	身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人または、身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人(児童)の同居の親族 ※施設入所の人は対象になりません。	30万円まで助成します。 ※中古福祉車両購入の場合は、30万円を上限として購入に要した総費用の5分の1を助成。 ※所得制限があります。	
自動車改造費助成事業	操向装置および駆動装置の改造費用の一部を助成します。	下肢または体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人で、就労等に伴い自らが運転する自動車を改造する必要がある人	13万3900円まで助成します。 ※所得制限があります。 原則として、対象者1人につき自動車1台限りです。	
自動車運転免許取得費助成事業	教習所入所料、技能、学科教習料、受験料および教材費に相当する費用を助成します。	運転免許適性試験に合格した人で、身体障害者手帳1～3級の人、歩行困難で内部障害4級以上あるいは、下肢または体幹5級以上の人、または愛の手帳の交付を受けた人	16万4800円まで助成します。 ※所得制限があります。	
災害時要援護者登録	災害時に、自分で避難することや身を守ることが難しい人(災害時要援護者)で登録を希望する人を対象に、地域の助け合いによる避難等に活用する災害時要援護者登録名簿を作成し、管轄の消防署、警察署、民生委員・児童委員、災害時の援護に協力できる町会・自治会に提供します。	(1)身体障害者手帳の交付を受けている人 (2)愛の手帳の交付を受けている人 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 (4)難病医療費助成を受けている人 (5)(1)～(4)に準ずる人	無料	各総合支所協働推進課協働推進係 ☎8面参照 防災課防災係 ☎3578－2517 障害者福祉課障害者支援係 ☎3578－2671
区民保養施設の利用料金の割引	大平台みなと荘・ホテル暖香園の利用料金が、毎年度(4月～翌3月)、各施設2泊まで減額となります。介護者も減額できる場合があります。	●身体障害者手帳の交付を受けている人 ●愛の手帳の交付を受けている人 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ●被爆者健康手帳の交付を受けている人 ●戦傷病者手帳の交付を受けている人	大平台みなと荘は2500円で利用できます。 ホテル暖香園は、利用料金から2100円が減額されます。	地域振興課 地域振興係 ☎3578－2530 FAX3438－8252

医療費助成

制度	対象	助成方法	受け付け・問い合わせ
㊙心身障害者医療費助成（都の制度）	次の要件を全て満たす人 ●65歳未満で身体障害者手帳1・2級（内部障害は1～3級）の人、または65歳未満で愛の手帳1・2度の人 ●前年の本人（20歳未満の人は世帯主等）所得が都の定める基準以下の人 ※健康保険未加入者および生活保護受給者は対象になりません。	心身障害者医療費助成制度を取り扱う医療機関で診療を受けるときは「健康保険証」と「㊙受給者証」を一緒に提示することにより、自己負担分が助成されます。なお、健康保険対象外のものは助成の対象になりません。詳しくは、お問い合わせください。	各総合支所区民課窓口サービス係 ☎8面参照
難病医療費助成	医療費助成対象の疾病（疾病名については、お問い合わせください）にかかっている人 ※健康保険未加入者および生活保護や原爆被爆者医療助成制度等、他の法律による医療の給付を受けている人は対象になりません。	認定された疾病の診療費・調剤費のうち、各種健康保険の自己負担分から患者一部負担額を除いた額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費（けがの治療費）や健康保険が適用されない自己負担額（差額ベッド代等）は助成対象になりません。	各総合支所区民課保健福祉係 ☎8面参照
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	B型・C型肝炎のインターフェロン、B型肝炎核酸アナログ製剤治療を要すると診断された人 ※健康保険未加入者および生活保護受給者は対象になりません。また、高齢者医療を受けている人や、他の医療助成を受けている人は、この医療助成制度を申請する必要がない場合があります。	B型・C型肝炎のインターフェロン、B型肝炎核酸アナログ製剤治療にかかる保険診療の患者負担額から、患者の一部負担を除いた額を助成します（健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません）。	
小児慢性疾患医療費助成	18歳未満で、医療費助成対象の疾病にかかっている人 ※健康保険未加入者は対象になりません。	認定された疾病の各種健康保険の自己負担額の一部が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費（けがの治療費）や健康保険が適用されない自己負担額（差額ベッド代等）は助成対象になりません。	健康推進課地域保健係 ☎8面参照 各総合支所区民課保健福祉係 ☎8面参照
ひとり親家庭等の医療費助成制度―父または母に障害があるとき―	障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の児童は20歳未満）を養育している人とその児童の医療費の自己負担分を助成します。 ●身体障害者手帳1・2級程度・重度の精神障害（所定の診断書により認められる程度）※ただし、次の場合は除きます。 (1)国民健康保険または社会保険等に未加入のとき・児童が施設に入所しているとき注 (2)本人または扶養義務者の所得が限度額を超えているとき・生活保護を受けているとき	健康保険による診療を受けたとき、支払うことになっている医療費の自己負担分を助成します。 ※住民税課税世帯は一部負担金があります。 ※入院時食事療養費は、助成対象外です。	各総合支所区民課保健福祉係 ☎8面参照

注 施設入所でも対象となる場合があります。

その他のお知らせ

■障害児・者を支援している人への研修

申し込み・問い合わせ
障害者福祉課障害者支援係　☎3578－2671　FAX3578－2678

サービス提供事業者やホームヘルプサービス従事者、地域で障害児・者を支援している人等を対象に障害者福祉の知識を深め、介護技術の向上をめざします。研修を希望する場合は、電話・ファックス等でお申し込みください。

定員　各回50人（申込順）　**費用**　無料

回	日	時間	会場	講義・講師（敬称略）	内容
1	6月25日（火）	午後6時30分～8時30分	区役所9階会議室	「障害者とのコミュニケーション」 講師：川上　康則（東京都立港特別支援学校特別支援教育コーディネーター）	障害者と上手にコミュニケーションを取るにはどのようなことに気を付けるといいのか等、円滑なコミュニケーションのコツを学びます。
2	7月18日（木）			「高次脳機能障害について」 講師：細見　みゑ（NPO法人東京都高次脳機能障害協議会理事長）	「高次脳機能障害はどんな障害なのか」、「どんなことに困っているのか」等、高次脳機能障害のご家族を持つ細見理事長からお話ししていただきます。
3	8月26日（月）			「難病女子の伝えたいことパート2」 講師：川口　有美子（ALSサポートセンター理事長） 大野　更紗（作家）	平成24年に引き続き、母親をＡＬＳ患者として介護をした経験を持つ川口理事長と、難病患者として経験談を１冊の本にまとめた作家の大野さんからお話していただきます。
4	9月20日（金）			「自閉症の僕が飛び跳ねる理由」 講師：東田　直樹 東田　美紀	「自閉症の僕が飛び跳ねる理由」の著者である、東田直樹さんから、ご自身の経験談をお話していただきます。
5	10月23日（水）			「精神障害者への明日への言葉」 講師：夏苅　郁子（児童精神科医）	統合失調症の早期発見の重要性や家族支援の現状・医療体制について、児童精神科医と家族の立場からお話していただきます。
6	11月22日（金）			「ストマを理解する」 講師：野口　喜美枝（身体障害者相談員） 看護師（未定）	従事者からストマについて学び、正しく理解することで、当事者や当事者の家族が暮らしやすい地域をめざします。
7	12月日にちは未定			「障害者の権利擁護について」 講師：弁護士（未定）	人権問題の専門家である弁護士の立場から、障害者の人権を擁護するために何ができるのかを学びます。

■障害者のためのサービス一覧の発行予定

本特集号に掲載しているサービスは一部です。さらに詳しい情報は、「障害者のためのサービス一覧」をご覧ください。港区ホームページの「障害者福祉」のページにも掲載しています。

平成25年度版は7月末発行予定です。区内関係機関窓口等で配布します。

ご存じですか

都が平成24年10月に「ヘルプマーク」をつくりました。

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、ヘルプマークを作成しました。

平成24年10月から、障害者等で利用を希望する人に都営地下鉄大江戸線各駅でヘルプマークを配布するとともに、都営地下鉄大江戸線の優先席にステッカーを標示しています。ヘルプマークをお持ちの人の優先席の利用について、ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ
東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課　☎5320－4100

障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたマークや法律に基づいているものの他、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。その中で、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法・配布方法等は、各団体にお問い合わせください。

マーク		問い合わせ
障害者のための国際シンボルマーク	障害のある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する人だけでなく、障害のある全ての人のためのマークです。	(公財)日本障害者リハビリテーション協会 ☎5273-0601 FAX 5273-1523
盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人連合で昭和59(1984)年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等に付けられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。	(社福)日本盲人福祉委員会 ☎5291-7885 FAX 5291-7886
身体障害者標識（身体障害者マーク）	肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署 ☎欄外参照
聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署 ☎欄外参照

マーク		問い合わせ
耳マーク	聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行等が、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎3225-5600 FAX 3354-0046
ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口等に貼るマークです。不特定多数の人が利用する施設(デパートや飲食店等)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 自立生活支援課 ☎5320-4147 FAX 5388-1408
オストメイトマーク	オストメイト(人工肛門・人工ぼうこうを保有する人)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合等に使用されています。	(公社)日本オストミー協会 ☎5670-7681 FAX 5670-7682
ハート・プラスマーク	身体内部に障害のある人を表しています。心臓疾患等の内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/

主な相談窓口

主な福祉サービスの相談窓口をご紹介します。

各総合支所

区民課保健福祉係では、身体障害者手帳の申請受付、精神障害者保健福祉手帳や医療費助成の申請受付、障害のある人に対する各種サービスの案内や受付を行っています。また、「身体障害者福祉司」や「知的障害者福祉司」および担当の職員が相談に応じます。

芝地区総合支所
〒105-8511 芝公園1-5-25

区民課保健福祉係　☎3578-3161　FAX3578-3183
区民課窓口サービス係　☎3578-3170　FAX3578-3182
協働推進課協働推進係　☎3578-3121　FAX3578-3180

麻布地区総合支所
〒106-8515 六本木5-16-45

区民課保健福祉係　☎5114-8822　FAX3583-0892
区民課窓口サービス係　☎5114-8821　FAX3583-0892
協働推進課協働推進係　☎5114-8802　FAX3583-3782

赤坂地区総合支所
〒107-8516 赤坂4-18-13

区民課保健福祉係　☎5413-7276　FAX3402-8192
区民課窓口サービス係　☎5413-7012　FAX3402-8192
協働推進課協働推進係　☎5413-7272　FAX5413-2019

高輪地区総合支所
〒108-8581 高輪1-16-25

区民課保健福祉係　☎5421-7085　FAX5421-7613
区民課窓口サービス係　☎5421-7612　FAX5421-7613
協働推進課協働推進係　☎5421-7621　FAX5421-7626

芝浦港南地区総合支所
〒108-8547 芝浦3-1-47

区民課保健福祉係　☎6400-0022　FAX5445-4590
区民課窓口サービス係　☎6400-0021　FAX5445-4590
協働推進課協働推進係　☎6400-0031　FAX3452-4902

みなと保健所（健康推進課地域保健係）
〒108-8315 三田1-4-10　☎6400-0084 FAX3455-4460

乳幼児の発達の遅れ、しつけ上の問題、情緒不安等の療育上の問題に医師・保健師・栄養士等が相談に応じています。精神障害者やこころの病気がある人の相談や支援も行っています。

障害者福祉課（区役所2階）
〒105-8511 芝公園1-5-25 ☎3578-2111 FAX3578-2678

障害者福祉係　☎3578-2386　障害者支援係　☎3578-2671
障害者施策調整担当　☎3578-2458
精神障害者担当　☎3578-2457・2670
発達支援センター　☎3578-2694・2668
障害保健福祉センター担当　☎3578-2459

地域の相談拠点（2面参照）

障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）
〒105-0014 芝1-8-23
☎5439-2511 FAX5439-2514

区内の障害のある人に対して、自立的な活動を支援することを目的に、障害の種類や程度、年齢に応じた各種相談・通所指導、機能訓練等の事業を行うとともに、社会参加の機会や交流の場を提供しています。

新橋はつらつ太陽
〒105-0004 新橋 6-19-2
☎3433-0181 FAX3433-0197

主に知的障害のある人を中心に、個々の特性にあった社会参加をめざし、生活・作業指導および体験、相談を行っています。また、入所施設では短期入所(ショートステイ)も実施しています。

地域生活支援センター あいはーと・みなと
〒108-0074 高輪1-4-8
☎5798-4660 FAX3449-0531

「仲間がほしい」「のんびり過ごせる場所がほしい」「相談したい」等、主に精神障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせるように支援し、社会復帰およびその自立と社会参加の促進を図ります。

記事中の表記について　(公財)…公益財団法人　(社福)…社会福祉法人　(社)…社団法人　(公社)…公益社団法人

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この広報紙は、古紙を利用した再生紙を使用しています。

◆各警察署◆　愛宕警察署　新橋6－18－12　☎3437－0110　三田警察署　芝浦4－2－12　☎3454－0110
高輪警察署　高輪3－15－20　☎3440－0110　麻布警察署　六本木6－2－37　☎3479－0110
赤坂警察署　赤坂4－18－19　☎3475－0110　東京湾岸警察署　江東区青海2－7－1　☎3570－0110